

平成29年度 筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担額表

階層	区 分	1号認定（満3歳以上・教育標準時間認定）※1 ※7								
		国基準	私立幼稚園（私立認定こども園幼稚園部分）			公立幼稚園（公立認定こども園幼稚園部分）				
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護世帯 ※11	0	0	0	0	0	0	0		
第2階層	住民税非課税世帯 （住民税所得割額非課税世帯含む）※11	3,000 （0）	1,000 （0）	0	0	3,000 （0）	0	0		
第3階層	住民税所得割額	77,101円未満 ※11	14,100 （3,000）	6,000 （2,500）	3,000 （0）	0	5,000 （2,000）	5,000 （0）	0	
第4階層			211,201円未満	20,500	13,000	6,500	0	5,000	5,000	0
第5階層			211,201円以上	25,700	18,000	9,000	0			

階層	区 分	2号認定（満3歳以上・保育認定）※2 ※5 ※8									
		国基準	保育標準時間※4			保育短時間※4					
			第1子	第2子	第3子以降	国基準	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護世帯 ※11	0	0	0	0	0	0	0	0		
第2階層	住民税非課税世帯 ※11	6,000 （0）	4,000 （0）	0	0	6,000 （0）	3,000 （0）	0	0		
第3階層	住民税所得割額	48,600円未満 ※11	16,500 （6,000）	9,000 （4,000）	4,500 （0）	0	16,300 （6,000）	8,000 （3,500）	4,000 （0）	0	
第4階層-1			57,700円未満 ※11	27,000 （6,000）	18,000 （6,000）	9,000 （0）	0	26,600 （6,000）	17,000 （5,500）	8,500 （0）	0
第4階層-2			77,101円未満 ※11	27,000 （6,000）	18,000 （6,000）	9,000 （0）	0	26,600 （6,000）	17,000 （5,500）	8,500 （0）	0
第4階層-3			97,000円未満	27,000	18,000	9,000	0	26,600	17,000	8,500	0
第5階層			169,000円未満	41,500	24,000	12,000	0	40,900	23,000	11,500	0
第6階層			301,000円未満	58,000	26,000	13,000	0	57,100	25,000	12,500	0
第7階層			397,000円未満	77,000	27,000	13,500	0	75,800	26,000	13,000	0
第8階層			397,000円以上	101,000	28,000	14,000	0	99,400	27,000	13,500	0

階層	区 分	3号認定（満3歳未満・保育認定）※3 ※5 ※8									
		国基準	保育標準時間※4			保育短時間※4					
			第1子	第2子	第3子以降	国基準	第1子	第2子	第3子以降		
第1階層	生活保護世帯 ※11	0	0	0	0	0	0	0	0		
第2階層	住民税非課税世帯 ※11	9,000 （0）	5,000 （0）	0	0	9,000 （0）	4,000 （0）	0	0		
第3階層	住民税所得割額	48,600円未満 ※11	19,500 （9,000）	13,000 （6,000）	6,500 （0）	0	19,300 （9,000）	12,000 （5,500）	6,000 （0）	0	
第4階層-1			57,700円未満 ※11	30,000 （9,000）	20,000 （9,000）	10,000 （0）	0	29,600 （9,000）	19,000 （8,500）	9,500 （0）	0
第4階層-2			77,101円未満 ※11	30,000 （9,000）	20,000 （9,000）	10,000 （0）	0	29,600 （9,000）	19,000 （8,500）	9,500 （0）	0
第4階層-3			97,000円未満	30,000	20,000	10,000	0	29,600	19,000	9,500	0
第5階層			169,000円未満	44,500	28,000	14,000	0	43,900	27,000	13,500	0
第6階層			301,000円未満	61,000	35,000	17,500	0	60,100	34,000	17,000	0
第7階層			397,000円未満	80,000	37,000	18,500	0	78,800	36,000	18,000	0
第8階層			397,000円以上	104,000	40,000	20,000	0	102,400	39,000	19,500	0

（ ）の額は、要保護世帯等（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等）の減免額です。

※1 「1号認定」とは、満3歳以上の小学校就学前の子どもで、2号認定以外の子どもをいいます。

※2 「2号認定」とは、満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の労働等の理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもをいいます。

※3 「3号認定」とは、満3歳未満の子どもであっても、保護者の労働等の理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもをいいます。

※4 「保育標準時間」とは1日最長11時間の利用時間、「保育短時間」とは1日最長8時間の利用時間をいいます。

※5 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用します。

※6 利用者負担額は、4月から8月分は平成28年度の住民税額により、9月から3月は平成29年度の住民税額により決定します。

※7 1号認定の利用者負担額は、同じ世帯の兄弟姉妹を小学校3年生から数えて第2子、第3子以降となります。

※8 2号認定、3号認定の利用者負担額は、同じ世帯の兄弟姉妹のうち、認定こども園・幼稚園・保育所等に在園している未就学児を上から数えて、第2子、第3子以降となります。

※9 利用者負担額以外に、給食費や通園バス代等の実費負担額がある場合があります。（実費負担額については施設にご確認ください。）

※10 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園では、利用者負担額は各園が定めます。

※11 利用者負担額の算定に係る第2子・第3子以降の兄弟姉妹の在園の有無、年齢制限、同居の有無の制限はありません。ただし、支給認定保護者と生計を一にする者に限ります。なお、兄弟姉妹の確認は支給認定申請書及び現況届に基づき行います。